



小山町告示第128号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のように告示する。

令和8年8月10日

小山町長 込山正秀



- 1 本籍・住所・氏名不詳、身長171cm、年齢70歳以上の男性と推定される、体格中肉、着衣は黒色ベンチコート、黒色作業服上衣、黒色長袖シャツ、黒色長袖肌着、黒色股引、灰色靴下。ズボン及び靴の着用はなし。左腕にスマートウォッチを着用。折り畳み式のくし

上記の者は令和8年4月12日午後1時54分頃、駿東郡小山町菅沼1332番地の1西方約1kmの用水路内で水没した状態で発見されました。死亡の日は令和8年3月下旬から4月上旬頃（推定）、死因は溺死。

以上の遺体は、身元不明のため町が御殿場警察署から遺体の引渡しを受け、御殿場市小山町広域行政組合玉穂斎場において火葬に付し、遺骨は富士霊園に仮安置しました。心当たりの方は当町社会福祉課までお申し出ください。